

市民税・県民税、所得税の申告は 正しくお早めに！

2月18日から3月17日までの月曜日から金曜日に申告の受け付けを行います。申告は「自書申告」をお願いします。申告についてご不明な点がある場合は、市民税・県民税に関しては、市役所市民税課へ、所得税の確定申告に関しては、越谷税務署へお問い合わせください。申告期限間近になると、大変混雑しますので、申告は正しくお早めをお願いします。

市民税・県民税の申告

問 市民税課 ☎内206・291

申告が必要な方

平成20年1月1日現在、八潮市に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ①市民税・県民税の申告書が送られてきた方
(申告書は1月下旬に郵送しています)
- ②給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
(勤務先に確認してください)
- ③給与などを2ヵ所以上の会社から受けている方
- ④給与所得者で、給与の他に所得のあった方
- ⑤平成19年中に退職され、平成19年中に就職されていない方
- ⑥パートやアルバイト、外交員報酬などの収入があった方
- ⑦年金基金や公的年金など年金を2ヵ所以上から受けている方
- ⑧事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得などがあった方
- ⑨国民健康保険に加入している方
- ⑩児童(扶養)手当や幼稚園就園奨励費など各種手当の受給をされる方
- ⑪保育所の保育料算定などが必要になる方

- ⑫どなたの扶養にもなっていない方で、障害者年金、老齢福祉年金などを受給している方
- ⑬八潮市に住所はないが、八潮市内に事業所・事務所または家屋敷がある方

次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告の必要はありません

- ①所得税の確定申告をする方
- ②平成19年中勤務先が1ヵ所で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている方
- ③公的年金収入が1ヵ所のみで、社会保険料等控除の追加がない方

※申告をしないと、後日、証明書(課税、非課税、所得、納税)が必要になったときに発行することができません。

※児童(扶養)手当、幼稚園就園奨励費など各種手当の受給や保育所の保育料、県営・市営住宅の家賃算定などにも証明書が必要な場合がありますので、必ず、期限内に申告してください。

申告に必要なもの

- ◇平成19年中の所得がわかるもの
 - ・源泉徴収票(原本)または給与支払証明書
 - ・営業、農業、不動産所得のあった方は、収支の分かる帳簿、領収書など(総収入金額や必要経費などの収支内訳書は、計算してお持ちください)
- ◇社会保険料(国民健康保険税、国民年金、介護保険)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書

- ◇医療費控除を受ける方は、医療にかかった領収書と保険などで補てんされた金額がわかるもの(領収書は、医療機関ごとに合計してお持ちください)
- ◇障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- ◇印鑑、筆記用具、電卓

提出方法

◆郵送での提出

- 次の方は郵送による提出が可能です。
- ・年末調整が済んでいる源泉徴収票(原本)をお持ちの方で控除の追加、内容の変更がない方
⇒源泉徴収票(原本)のみ郵送してください。
 - ・平成19年中に所得がなかった方
⇒市民税・県民税申告書裏面の「平成19年中に所得のなかった方の記載欄」にご記入のうえ、郵送してください。

◆申告会場での提出

受付対象地域の受付日に各申告会場で申告してください。指定された受付日に

来ることができない方は、指定された受付日以外でも申告できますが、混雑緩和のため、できるだけ指定された受付日に申告をお願いします。

また、午前中の受け付けでも、混雑の状況により、午後からの申告開始となる場合があります。あらかじめご了承ください。

◆日曜申告

土・日曜日は休みですが、3月2日(日)に限り、八潮メセナ1階展示室にて、午前9時から11時まで日曜申告を実施します。大変混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

なお、午後は住民税の住宅ローン控除の申告のみを対象とするため、市民税・県民税の申告の受け付けはありません。

申告の受付日程

混雑緩和のため、できるだけ受付対象地域の受付日にお越しください。ご協力をお願いします。八潮メセナ会場は、2月25日からです。お間違いのないようご注意ください。

◇出張申告会場 受付時間=午前9時30分~11時 午後1時~3時30分

受付日	受付対象地域	申告会場
18日(月)	八條 および会場近隣の方	八條公民館
19日(火)	南後谷 および会場近隣の方	資料館
20日(水)	南川崎 および会場近隣の方	ゆまにて
21日(木)	古新田 および会場近隣の方	古新田公民館
22日(金)	大曾根 および会場近隣の方	大曾根中公民館

★申告会場案内図

2/18(月) 八條公民館 	2/19(火) 資料館 	2/20(水) ゆまにて
2/21(木) 古新田公民館 	2/22(金) 大曾根中公民館 	八潮メセナ

◇八潮メセナ会場(1階展示室) 受付時間=午前9時~11時・午後1時~4時

受付日	受付対象地域	受付日	受付対象地域
25日(月)	鶴ヶ曾根	5日(水)	西袋、柳之宮
26日(火)	小作田、松之木、伊草、新町	6日(木)	八潮1~4丁目
27日(水)	二丁目、上馬場、中馬場	7日(金)	八潮5~8丁目
28日(木)	木曾根、伊勢野	10日(月)	緑町1・2丁目
29日(金)	大瀬、垢、大原	11日(火)	緑町3~5丁目
3月 3日(月)	中央1~4丁目	12日(水)~14日(金)	指定された受付日に来ることができない方
4日(火)	大曾根、浮塚	17日(月)	

住民税の住宅ローン控除

平成18年末までに居住し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告することにより、翌年度の住民税(所得割)から税額控除することができます。なお、申告をしないと住民税の住宅ローン控除は受けられません。

事業専従者のいる事業主の方

事業主の方は、申告書の事業専従者欄に必要事項を記入し、事業専従者の給与支払報告書を市民税課にご提出ください。